

議案第四八号

専決処分事項の報告について

昭和三十八年度大衆休養施設整備事業費に充當する
ため起す起債については地方自治法第百七十九条第一項の規定
により専決したので同条第三項の規定によつて報告し、
承認を求めらる。

昭和三十九年六月二十三日報告

三朝町長 坂出雅 乙

昭和卅九年六月廿三日 承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



專決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金四百五十拾万円也

一 起債目的 大衆休養施設救正備事業費に充当するため

一 利率 年八分以内

一 借入先 株式会社山陰合同銀行

一 借入時期 昭和参拾八年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による。

但し、財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を

短縮し若しくは低利債に借換えることが出来る。

一償還財源 施設利用収入

右地方自治法第百七十九條第一項の規定により専決する。

昭和三十九年三月三十一日

三朝町長 坂出雅己